

Q 収益事業とみなされて寺院に法人税が課される場合があるとのことですが、それはどのような場合ですか？

A 寺院が宗教活動を行う上では付随的に一般の会社と同様の事業を行う場合、法人税が課せられることは前々回に触れましたが、税法で規定する三十三業種の収益事業のうち、特に寺院と関連性が深いと思われるものについて説明いたします。

一、物品販売業

浄土真宗本願寺派の寺院では取り扱いませんが、お守、お札、おみくじ等の販売のよ

写真帳、暦、線香、蠟燭、供花、数珠、経典などを通常の販売価格で参拝者に販売する場合は、たとえ寺院を表徴するような文字や装飾が施されている場合でも、またはお守を兼ねているような場合であっても物品販売業に該当し課税対象となります。

なお線香や蠟燭等でも参拝にあたり仏前等に荘厳するために販売する場合は、物品販売業には含まない取り扱いになっています。

二、不動産貸付業

寺院が会館や土地の一部を貸し付けたり、境内に売店、食堂などを設けこれを業者に貸し付ける行為は不動産貸付業に該当します。ただし国等に対する貸し付けは収益事業に該当しません。

なお墳墓地の貸し付けは非課税とされています。墳墓地の貸し付けには使用期間に応じて使用料を徴収する形態と、貸し付けにあ

たり「永代使用料」として一定金額を一括徴収する形態とがありますが、いずれも非課税です。いわゆる納骨堂も墳墓地に含まれるものと解されます。

なお墓地の使用料とは別に、墓地の維持管理のための料金を徴収する場合がありますが、その実態によっては請負業に該当し収益事業とみなされることがあります。

三、席貸業

席貸業とは集会場、部屋等を貸してその使用料を徴収する事業をいいます。

寺院が仏前結婚等の挙式を行う行為は本来の宗教活動の一部と認められ、収益事業には該当しません。また葬儀のための本堂の使用も宗教活動そのものであり、収益事業から除外されることは言うまでもありません。

しかし挙式後の披露宴のための席貸は席貸業に該当します。また披露宴において飲食

物を提供したり、挙式のための衣装の貸し付け、記念写真の撮影やこれらのあつせんを継続的に行う場合は料理店業、物品貸付業、周旋業などに該当し課税対象となります。

四、芸芸教授業

茶道、生け花、音楽、絵画、書道などの芸を教えて報酬を得る事業をいいます。芸芸すべてではなく限定列挙され範囲は限られています。寺院でよく見かける茶道教室や生け花教室などは芸芸教授業に該当し課税対象となりますので注意を要します。

五、旅館業

人を宿泊させる設備を設けてその料金を徴収する事業をいいます。

ただし寺院における信者の参籠所のごとく低廉な宿泊施設は収益事業から除かれませんが、次の三つの条件をすべて満たす場合に

限られます。

①その宿泊施設がもつばら宗教活動に関連して利用されるものであること

②多人数で共用する構造と設備を主とするものであること

③宿泊料の額がすべての利用者につき一泊千円(食事付きの場合二食付千五百円)以下であること

六、その他の業種

寺院内に設置されている公衆電話は通信業とされ、また寺院において参拝者を有料で駐車させる場合には名目のいかんを問わず駐車場業とされてその対価が課税対象となります。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募

集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8358

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部(財務担当)

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp